

## 長野県地域防災計画令和7年度修正(案)に対するご意見と県の考え方

危機管理部危機管理防災課

- 1 募集期間 令和8年2月3日(火)から令和8年3月4日(水)まで
- 2 件数 19件(3名)
- 3 お寄せいただいたご意見と県の考え方

No.	項目	お寄せいただいたご意見	県の考え方
1	計画 全般	「平常時」⇒「平時」への修正については問題ない。ただし、その後 に続く格助詞の「より」、「から」の用法が徹底されていない。	ご指摘を踏まえ、修正します。 なお、新旧対照表への記載は省略させていただきます。
2		計画全般において、「ものとする。」の用法が徹底されていない。	
3	風水害対策編 第2章第8節 第2 1	義務である「避難行動要支援者名簿」と努力義務の「個別避難計画」 を「作成」の一言でまとめることは如何なものか。	当該項目は主な取組内容を端的に記載したものであり、同節の第3において、詳細な内容を記載しています。
4	風水害対策編 第2章第13節 第3ア(7) イ(イ)他	長野県地震防災対策アクションプランにおける「備蓄体制の充実・強 化に向けた基本的な方向性」と考え方が異なるのでは。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 ア【県が実施する計画】 (ア) 避難生活に必要な食料品等については、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和6年10月11日付け6危第168号)に示すとおり、最大の想定避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえ、必要となる備蓄の確保に努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。 イ【市町村が実施する計画】 (イ) 食料品等については、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和6年10月11日付け6危第168号)に示すとおり、最大の想定避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえ、必要となる備蓄の確保に努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

No.	項目	お寄せいただいたご意見	県の考え方
5		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育に被災後の生活再建の視点をおいた保険・共済の活用についても触れるようにすることを要望する。</li> <li>・日本損害保険協会では小学生向けの防災教育プログラム「ぼうさい探検隊」を20年以上継続して推進している。小学生向けの実践的な安全教育プログラムとして有効だと考えているため、本学習ツールの活用等を通じて、小学生低学年からの着実な防災教育の普及推進に期待する。</li> </ul>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
6	風水害対策編 第2章第32節	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民一体となって、まさかの時の備えについて、公助の金額の限度を踏まえて、平時から県民に啓発しておくことは重要であり、この受け皿として、「信州地震等災害保険・共済加入促進協議会」の更なる活用推進に期待したい。</li> <li>・長野県は広く、地域によって防災意識に差があることも考えられるため、産・官・学で連携した防災セミナー開催等を通じて県内の防災意識の向上を図ることも効果的な防災知識の普及につながると思われることから定期的に開催願いたい。</li> <li>・分かりやすさの観点から、次の文言の追記を検討願いたい。  &lt;震災対策編&gt;  →地震による家屋の損害を補償する損害保険（地震保険）  &lt;風水害対策編&gt;  →風水害による家屋の損害を補償する損害保険（火災保険等）  &lt;火山災害対策編&gt;  →噴火による家屋の損害を補償する損害保険（地震保険）</li> </ul>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「災害による家屋の損害を補償する保険・共済等」に修正します。</p> <p>※震災対策編第2章第32節及び 火山対策編第2章第32節も同じ内容を記載。</p>
7	風水害対策編 第2章第32節 第3(2)アb	<p>文章として適切ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前半、家庭動物について述べていて、途中から保険・共済、生活再建に関する別のことを一文でつないでいる。分けるべきである。</li> <li>・保険・共済等の生活再建への備えは、「予防」「安全対策」には結びつかない。</li> </ul>	<p>ご指摘を踏まえ、文章を分けるように修正します。</p> <p>保険・共済等の生活再建への備えは、防災基本計画にも記載されており、被災後の早期復旧・復興への備えといった点では、広義で「予防」に含まれるため記載しております。</p>

No.	項目	お寄せいただいたご意見	県の考え方
8	風水害対策編 第2章第36節	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の防災分野における企業間の横断的なネットワークがあれば、災害有事の際に一定被害が軽減できるものと思料する。このネットワークには、リスクの専門家である損害保険業界とのリレーションの強化が有効である。</li> <li>・ ネットワークに参加することで企業には以下のような様々なメリットがあると思われる。①被災時に他地域からの支援で被害軽減につながることで、②他の企業の防災分野の好取組み事例を知ることで自社の防災力アップに役立てることができること、③最新の防災分野の情報等を収集することができること、④地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加することで地域に貢献する「企業防災 CSR 活動」を推進できること。</li> </ul>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
9	風水害対策編 第3章第1節 第4-1(1)	<p>特別警報・警報・注意報の記述内容について気象庁は、今年2026年5月下旬の出水期より、新たな防災気象情報の運用を予定している。</p> <p>この新たな防災情報では、大雨の場合、警戒レベル5（緊急安全確保）：大雨特別警報、警戒レベル4（避難指示）：大雨危険警報、警戒レベル3（高齢者等避難）：大雨警報と分かりやすい表示内容となる。この新たな防災気象情報を、長野県地域防災計画では、いつの段階（時期）に、どのように取り入れていくのか？早急に地域防災計画の見直しが必要である。</p>	<p>新たな防災気象情報の運用が令和8年度に開始されることから、今回の反映は行っておりません。なお「避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当））」についても今後、更新が予定されていることから、それを踏まえ、県地域防災計画への反映を予定しております。</p>
10	風水害対策編 第3章第3節 他	<p>修正洩れ。「長野県災害時保健医療福祉調整本部」の誤りでは。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。</p>
11	<p>長野県災害対策本部組織及び事務分掌（表中）</p> <p>「長野県災害時保健医療福祉調整本部」が正しい名称ではないか。</p>		
12	風水害対策編 第3章第5節 第6節 他	<p>（ヘリコプター要請手続要領等について）関連先への誘導がたらい回し状態である。第6節に集約或いは、すべてに林野火災の自衛隊ヘリ要請系統図を入れる等整理が必要である。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、風水害対策編第5節の記載の修正、第6節にヘリ要請系統図を挿入し、整理します。</p>

No.	項目	お寄せいただいたご意見	県の考え方
13	風水害対策編 第3章第7節 第3-2(2)	・「長野県災害時保健医療福祉調整本部」の修正もれ。	ご指摘を踏まえ、修正します。
14		・設置要綱に基づき、(イ)県災害対策本部地方部に長野県災害時保健医療福祉調整地域本部(以下「地域本部」という。)を置き、当該保健福祉事務所管内における… に修正すべきである。	
15	風水害対策編 第3章第17節	誤字 ・保険 ⇒ 保健	その他内容の修正を踏まえ、削除します。
16	風水害対策編 第3章第30節 第3-1(2)ア イ	「宅地」の定義は、土地のみであり建築物を含まないのでは。建築物の項目の中で、建築物、住宅を削除する理由は何か。	被災建築物応急危険度判定は震災を対象とする制度であり、該当箇所は風水害対策編のため削除しております。なお震災対策編には従来通り記載しております。
17	震災対策編 第1章第3節 第2-3(19)	脱字 ・(19)行政監視行政相談センター ⇒ 長野行政監視行政相談センター	脱字を修正します。
18	震災対策編 別紙	誤字 ・「地震膨大応急対策」 ⇒ 「地震防災応急対策」	誤字を修正します。
19	林野火災対策編 第2章第1節 第1-第3他	新しい警報・注意報の名称とすべき	ご指摘を踏まえ、修正します。